

長野県短期大学

目 次

I	認証評価結果	63
II	基準ごとの評価	64
	基準 1 短期大学の目的	64
	基準 2 教育研究組織（実施体制）	65
	基準 3 教員及び教育支援者	67
	基準 4 学生の受入	70
	基準 5 教育内容及び方法	72
	基準 6 教育の成果	77
	基準 7 学生支援等	79
	基準 8 施設・設備	82
	基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	84
	基準 10 財務	87
	基準 11 管理運営	89
	選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	92
<参 考>		95
i	現況及び特徴（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	97
ii	目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	98
	選択的評価基準に係る目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	99
iii	自己評価の概要（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	100
iv	自己評価書等リンク先	105
	自己評価書に添付された資料一覧	106

I 認証評価結果

評価の結果、長野県短期大学は、大学評価・学位授与機構が定める短期大学評価基準を満たしていると判断する。

当該短期大学の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 多様な科目の履修を望む学生のニーズに応えるべく、「全学共通科目」に「専門開放科目」という区分を設け、他学科・専攻の「専門教育科目」を履修できるようにし、また、「第二外国語科目」に「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「ハングル」を開設するなど、教養教育の充実が「全学共通科目運営委員会」のもとで図られている。
- 付属幼稚園を有しており、学生の教育研究活動に有効に活用され、また、付属幼稚園教諭は長野県知事の発令により助手又は副手を兼務し、教育実習に当たって付属幼稚園の現職教諭が学生指導の支援等を行う体制を構築している。
- 共同研究室には、学生が自由に使用できる情報機器や専門書等が整備されており、発表資料の作成や情報検索等に有効に利用されるとともに、学生と教員との交流の場としても有効に機能している。

当該短期大学の主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 施設全体としてバリアフリー化が十分ではないので、早期に対応する必要がある。

◆ 選択的評価基準の評価結果

「選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」においては、目的の達成状況が良好であると判断する。

当該選択的評価基準における主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 地域貢献という短期大学の目的を達成するために、自らの人材及び機能を活用し、県や地域住民等と共同して、出前講座、市民カレッジ、県民カルチャー自主講座等の「教育サービス」に積極的に取り組んでおり、とりわけ出前講座は高い評価を得ている。

Ⅱ 基準ごとの評価

基準 1 短期大学の目的

- 1-1 短期大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、短期大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、短期大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

長野県短期大学条例第2条において当該短期大学の基本的な設置目的が定められている。それに沿って当該短期大学の目的は（1）国際化し多元化する地域に貢献できる（県民の生活及び文化の向上に寄与する）人材の育成（2）個性を重んじる、きめ細やかな少人数教育（3）現代的ニーズに応え得る教養教育とより質の高い専門教育とを提供する、地域に開かれた総合短期大学の3点と定められている。

これらのことから、短期大学の目的が、明確に定められていると判断する。

- 1-1-② 目的が、学校教育法第69条の2に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

長野県短期大学条例第2条には「県民の生活及び文化の向上に寄与することを目的として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究することにより、優れた人材を育成するため、長野県短期大学を長野市に設置する」と定められている。

これらのことから、当該短期大学が定める目的が、学校教育法に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

- 1-2-① 目的が、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

当該短期大学の目的は、『長野県短期大学規程集』、『学生便覧』、『大学案内』、ウェブサイトに掲載され、教職員は説明会・オープンキャンパス等で短期大学の目的について説明している。また学生には、『学生便覧』が配布され、周知が図られている。

これらのことから、目的が、構成員に周知されていると判断する。

- 1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

当該短期大学の目的は、『長野県短期大学規程集』、『学生便覧』、『大学案内』、ウェブサイトに掲載されている。『大学案内』は、県内の公立・私立すべての高等学校（109校）に送付され、大学説明会、オープンキャンパス、業者主催の進学ガイダンス、高等学校訪問において配布されている。

これらのことから、目的が、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 短期大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学科、専攻科及びその他の組織並びに教養教育の実施体制）が、短期大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-① 学科の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該短期大学は、文学科（国語専攻・英語専攻）、教養学科、生活科学科（食物栄養学専攻・生活科学専攻）、幼児教育学科で構成されていたが、社会的ニーズに応えるため、平成 16 年度に文学科と教養学科を統合し、多文化コミュニケーション学科（国際地域文化専攻・英語英米文化専攻・日本語日本文化専攻）を設置した。また、生活科学科食物栄養学専攻を健康栄養専攻、生活科学専攻を生活環境専攻と改称し、現在は幼児教育学科と合わせて 3 つの学科で構成されている。

上記の学科構成は（1）国際化し多元化する地域に貢献できる（県民の生活及び文化の向上に寄与する）人材の育成 （2）個性を重んじる、きめ細やかな少人数教育 （3）現代的ニーズに応え得る教養教育とより質の高い専門教育とを提供する、地域に開かれた総合短期大学 という目的と整合している。

これらのことから、学科の構成が適切であると判断する。

- 2-1-② 教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能しているか。

教養教育を適切に行うための仕組みとして、教授会の下に「全学共通科目運営委員会」が設置され、全学共通科目の運営に関する重要事項の調査、検討が行われている。この委員会は、全学共通科目の 4 つの科目区分（新生ゼミナール科目・総合教育科目・外国語科目・保健体育科目）それぞれの担当教員から選出された 4 人と事務局教務課長の計 5 人で構成されており、平成 16 年度は 5 回開催し、平成 17 年度も 7 月までに 3 回開催されている。

これらのことから、教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能していると判断する。

- 2-1-③ 専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

専攻科の構成について、当該短期大学は、地域における育児支援体制をリードする“保育のスペシャリスト”の育成をめざし、現場に密着した高度な実践力を持つ“質の高い保育者”を保育の現場に送り出すことを目的として、平成 16 年度に専攻科幼児教育学専攻を設置し、平成 18 年度から学生を受け入れることとしている。

当該専攻科の設置によって、平成 16 年度以降に幼児教育学科に入学した者は、専攻科に進学することで、幼稚園教諭二種免許に加え、保育士の資格が取得できることとなった。2 年間という期間で両方の資格を取得するには、カリキュラムが過密になることから、「専門的知識・技術を持った人間性豊かな保育者」の養成をめざして幼児教育学科と専攻科幼児教育学専攻（1 年）とを併せた 3 年間で、保育士を養成することとしている。

これらのことから、専攻科の構成が適切であると判断する。

2-1-④ 別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし。

2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教授会の役割や組織については、「長野県短期大学学則」や「長野県短期大学教授会規程」に基づいて整備され、「教育及び研究施設の設置改廃」、「教育課程及びその履修」、「学生の生活指導、厚生及びその身分に関する重要事項」、「科目等履修生、特別聴講学生及び公開講座」に関すること等、教育活動に係る重要事項を審議するものとされている。

教授会は、月に1～2回の割合で定期的に開催し、この他に、緊急の議題が発生した場合には臨時教授会を開催することとしている。教育活動の審議において、学生の入学及び卒業に関する事項等については、出席者の3分の2以上の多数をもって決するとしている。議事録から実質的な審議がなされていることも確認された。

これらのことから、教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っている判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教育課程や教育方法等の検討は、「長野県短期大学教務委員会規程」に基づいて各学科・専攻から選出された6人、全学共通科目運営委員会から選出された1人、事務局教務課長の計8人で構成された教務委員会において行われている。平成16年度は22回、平成17年度は7月末までに7回開催されており、議事録からも、教育課程に関する実質的な審議が行われていることが確認できた。さらに、教務委員会とは別に全学共通科目運営委員会、中等教育教職課程委員会、司書科目運営委員会が設置されている。

これらのことから、教務委員会等の組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「全学共通科目運営委員会」が教務委員会とは別に設置され、計画の立案や実際の運営に当たるなど、教養教育を適切に行うための全学的な取組が行われている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。

教員組織は、長野県組織規則第5款（短期大学）の第239条により基本的方針が定められ、教授16人、助教授14人、専任講師7人及び助手8人で構成され、教育公務員特例法に基づき任用（採用・昇任）方針が規定されている。教員人事においては魅力・活力ある学科・専攻を構成する教員組織をめざし、年齢構成が偏らないことや専門分野が重複しないことを考慮している。特に、採用人事を行うときは、教育課程や免許・資格に関するカリキュラムの在り方等様々な角度から教員組織の編成を考慮し、前任者の専門にこだわらない柔軟さで後任者を選考している。

これらのことから、教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

教育課程は、3学科と1専攻科を基本に編成しており、それに中学校教諭・幼稚園教諭・司書教諭の免許取得と栄養士・図書館司書・保育士の資格取得に関する教育課程を加えている。

各学科の必修科目等の主要科目はおおむね専任教員が担当しており、「教員組織編成の基本的方針」に照らして、必要な教員が確保されている。また、「附属幼稚園教諭の本学への併任に係る申合せ事項」を定めており、附属幼稚園教諭は長野県知事の発令により助手又は副手を兼務し、教育実習に当たって現職教諭が学生指導の支援等を行う体制を構築している。

これらのことから、必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 各学科に必要な専任教員が確保されているか。

各学科の助手を除いた教員数は、多文化コミュニケーション学科20人、生活科学科11人、幼児教育学科6人であり、短期大学設置基準に定められた教員数を超える数の専任教員が確保されている。また、各学科の必修科目等の担当教員が専任で確保されている。

これらのことから、各学科に必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 短期大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

教員採用に関しては完全な公募制が採られており、各種規程に加え、「任用人事に関する申し合わせ事

項」、「外国人教員に関する申合せ事項」等を整備することにより教員組織の活動を活性化するための取組が行われている。

年齢構成については、40歳代及び50歳の教員がやや多い。性別については、採用時に性別にかかわらず応募者の中から最適の者を採用することとしており、男性27人、女性10人という構成である。また、外国人教員は任期を定めずに任用することが可能になり、現在は2人の外国人教員を任用している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用基準や昇格基準等は、「任用人事に関する申し合わせ事項」、「任用人事に関する覚え書」により明確に定められている。「任用人事に関する申し合わせ事項」は、研究・教育業績及び大学運営・地域貢献等に関して教授・助教授等の職階にふさわしい採用・昇格基準や、公募制による選考手続等を定めている。「任用人事に関する覚え書」は、特に研究業績評価の対象や目安を詳細に定めている。

教育上の指導能力に関しても、シラバス等の教育実績を示すデータを参照するほか、授業のプレゼンテーションを行った例もあり、配慮がなされている。運用については、人事委員会（全教授で構成）の下に4人で構成する審査委員会を設置し、そこで絞り込んだ候補者について人事委員会において審査を行うとともに、投票により最終候補者を決め、教授会で採用予定者を決定している。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。

教員の教育活動に関する評価は、平成7年から平成15年までは「自己点検・評価委員会」が行い、平成16年度はその委員会を拡張した「大学評価委員会」が所掌した。平成17年度からは、授業内容・方法を改善・向上させるための取組を定期的に行うために、大学評価委員会から独立した「ファカルティ・ディベロップメント（以下、FD）委員会」を新たに設置している。最近では、平成15年度に「満足度調査」を実施し、平成16年度の前期と後期に「学生による授業評価」を実施している。また、授業評価に対して、教員が自己分析・改善の意見・方法などのコメントを記している。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能していると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と相関性を有する研究活動が行われているか。

多くの教員が担当する授業内容と密接に関連する研究を行っている。研究活動と授業科目の関連の例として、「長野県の大地主の株式投資と地域経済の発展に関する研究」→「地域経済史」、「シェイクスピアを中心としたエリザベス朝およびジェームズ朝の演劇の研究」→「イギリスの文化」、「国語教育と近代日本語の成立と普及に関する研究」→「日本語の世界」、「機能性食品成分の生理効果に関する研究」→「臨床栄養学」、「日常生活の場における各種環境因子の実態研究」→「生活環境科学概論」、「日本の幼稚園、保育所における保育の内容とカリキュラムの歴史的、実践的研究」→「幼児教育課程論」などを挙げることができる。

これらのことから、教育内容等と相関性を有する研究活動等が行われていると判断する。

3-4-① 短期大学において編成された教育課程を展開するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

常勤事務職員 12 人のほか、図書館司書 1 人、ヘルパーと呼ばれる臨時雇用の非常勤職員 15 人が各学科・専攻及び附属図書館に配置され、実験・実習の補助など教育支援者として適切な活動を行っている。職員の職務分掌は明確に規定されており、必要な職務分担がなされている。事務職員に対する「満足度調査」の結果も良好である。

これらのことから、教育支援者が適切に配置されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 3 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「附属幼稚園教諭の本学への併任に係る申合せ事項」を定めており、附属幼稚園教諭は長野県知事の発令により助手又は副手を兼務し、教育実習に当たって現職教諭が学生指導の支援等を行う体制を構築している。
- 教員の採用基準や昇格基準等が、「任用人事に関する申し合わせ事項」、「任用人事に関する覚え書」等により明確に定められ、適切に運用されている。
- 臨時雇用の非常勤職員が各学科・専攻及び附属図書館に配置され、実験・実習の補助など教育支援者として適切な活動を行っている。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

学科・専攻ごとの教育目的に沿って、「長野県短期大学の教育目的とアドミッション・ポリシー」を総務委員会において定めている。これらは『大学案内』に掲載され、出願資格や選抜方法は『平成18年度学生募集要項』に掲載されている。また、ウェブサイトにも掲載され、平成16年5月以降、平成17年6月までに6万件以上のアクセスがあった。さらに、教職員の高等学校への訪問時やオープンキャンパスでは、『大学案内』等が高校生に配布されている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

当該短期大学は「推薦による選抜」、「社会人特別選抜」、「学力検査による選抜」の3種類の入学試験を実施してきた。さらに平成18年度入試から大学入試センター試験の成績による選抜を加え、アドミッション・ポリシーに沿った多様な選抜方法を採用している。平成13年度から平成17年度までの5年間で「推薦による選抜」では平均1.7倍から1.9倍、「学力検査による選抜」でも平均4.4倍から5.1倍の倍率があり、また、学生の就学状況、卒業に至る経過、自己点検・評価による「満足度調査」「授業評価」等から判断して、学生の受入方法が実質的に機能しているといえる。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

- 4-2-② アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

社会人の受入については、学力検査による選抜のアドミッション・ポリシーを準用して「社会人特別選抜」を実施しており、『学生募集要項』やウェブサイトにも掲載されている。選抜方法は小論文と面接であり、過去の小論文課題は公表されている。

これらのことから、社会人の受入等に関して適切な対応が講じられていると判断する。

- 4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜は入試委員会が中心となり、問題作成・検討・印刷、当日の運営、データ処理など全ての面において全教職員による協力体制で取り組んでいる。『平成17年度入学者選抜試験実施要項（教職員用・アルバイト学

生用』、『平成17年度入学試験監督要領』等を作成し、実際の入学者選抜が実施されている。

また、入試委員会委員の構成と選出方法、問題作成と保管・印刷方法、実際の試験監督要領、試験終了後のデータ処理方法、合否判定の手続き及び『学生募集要項』に掲載された選抜結果の発表と自己情報開示請求等に関する記述などから、入学者選抜が公正に実施されているといえる。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

入試委員会で入学者選抜状況を検証し、次年度以降の選抜に活用している。また、英語英米文化専攻では入学後の修得単位や成績について追跡調査を行うなど、アドミッション・ポリシーに沿った学生が受け入れられているかを検証する取組が行われている。それらの検証結果に基づき、平成18年度からの大学入試センター試験の成績による選抜という新たな選抜方法の導入が図られた。

これらのことから、学生の受入についての検証が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

各学科では、平成13年度から平成17年度までの5年間、入学定員を若干上回る人数を受け入れており、かつ、実入学者が入学定員を下回った年度はない。また、辞退者が出た場合は、補欠合格を行って実入学者数が調整されている。

これらのことから、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 明確なアドミッション・ポリシーに沿った多様な入学者選抜方法を導入し、またその結果を検証することにより、学生受入方法の改善が行われている。

基準5 教育内容及び方法

(準学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専攻科課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<準学士課程>

5-1-① 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。

教育課程は「全学共通科目」と「専門教育科目」で編成され、「全学共通科目」は、「新入生ゼミナール科目」、「総合教育科目」、「外国語科目」、「保健体育科目」、「専門開放科目」で構成されている。また、「外国語科目」に「英語科目」と「第二外国語科目（ドイツ語、フランス語、中国語、ハングル）」を設けるなど、多彩な科目を開設し、教養教育の充実が図られている。

「専門教育科目」については、各学科・専攻とも、その特色を明示するような幅広い科目を開設しており、それぞれの教育目的を達成するための取組であるといえる。また、多文化コミュニケーション学科では「学科共通選択科目」を設けて専門教育における専攻間の連携を図るなど、工夫が見られる。

平成16年度に実施した学科・専攻の改組、新たな免許・資格取得課程及び専攻科幼児教育学専攻（1年制）の保育士養成課程を視野に入れて、全学的に教育課程を刷新し、教養教育と専門教育、及び必修科目と選択科目のバランスも含めてその体系性を確保している。

これらのことから、授業科目が適切な配置となっており、教育課程の体系性が確保されていると判断する。

5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

「全学共通科目」については、高等学校教育から大学教育への橋渡しがスムーズに行えるよう、基礎的な授業科目を配置し、準学士課程としての専門性を深めていくための学習・研究活動に必要な基礎的知識の修得を図るとともに、課題解決に取り組めるような教養を深めることを目標としている。

「専門教育科目」については、教養教育と専門教育のバランスを図りつつ、各学科・専攻の専門性を踏まえた知識・技能が修得できる教育科目と、その周辺で必要な幅広い授業科目が開設されており、その内

容は各学科・専攻の目的を達成するための教育課程編成の趣旨に適うものとなっていることが『平成 17 年度授業科目概要』の内容や学生へのアンケート調査結果から確認できる。

これらのことから、授業の内容が教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

研究成果がまとめられた出版物、教科書・参考書、当該短期大学紀要、『授業科目概要』等から、教員の主たる研究分野と教育内容との間に関連があることが確認できる。特色ある取組の事例としては、幼児教育学科で、保育に関する研究成果をまとめた書籍（『よりそって子育て』2000 年、『“子ども・子育て”最前線—長野県短期大学幼児教育学科からの提言—』2004 年）を発行し、教科書として採用している。これは、幼児教育学科各教員の研究内容が教育の目的に沿って関連付けられており、そのことを学生に直接伝える一助となっている。

これらのことから、授業の内容が研究活動の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学科の授業科目の履修、他短期大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、専攻科教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

多様な科目の履修を望む学生のニーズに応えるべく、平成 14 年度より「共通教養科目」に「専門開放科目」を設け、他学科・専攻の専門教育科目を履修できるようにし、修得した単位は卒業単位に含めることができるようにした。この趣旨は現行の「全学共通科目」に引き継がれており、各学科・専攻では 6～8 単位という上限を設けて卒業単位に含めることができる。

また、特別講義を年複数回開講し、専任教員ではカバーできない分野について授業を行っている。さらに平成 16 年度より、司書資格並びに学校図書館司書教諭免許を取得できるようにし、学生の資格・免許取得志向の高まりに込めている。

他機関との協定については、平成 17 年度より長野市内の高等教育機関との単位互換協定を締結している。また米国ミズーリ州立大学セントルイス校と編入学協定を締結しており、現在、英語専攻卒業生 2 人が留学中である。

これらのことから、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位の修得計画や履修方法については、入学時の全学共通のオリエンテーションや各学科・専攻のガイダンスにおいて『学生便覧』を用いて学生に周知しているが、さらに 1 年次の前期に「新入生ゼミナール」を開講して詳細な指導を行うことにより、主体的な学習を促している。『専攻ハンドブック』を作成して、学生が個々の学習目標に沿って科目やコースの履修ができるように配慮している専攻もある。

また、付属図書館、情報演習室及び教室は、平日以外にも利用が可能となっているほか、各学科・専攻の共同研究室も 20 時まで利用可能となっており、学生に予習・復習の機会を与えている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（第二部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。）

全学共通科目においては、「総合教育科目」における講義、「外国語科目」における演習、「保健体育科目」における講義・実技の他、「新入生ゼミナール科目」や「総合演習」等を開講することによって、講義形式以外の少人数教育、討論型授業、フィールド型授業が行えるような工夫がなされている。

また、授業形態の組合せは各学科・専攻においても工夫されており、多文化コミュニケーション学科には、少人数教育、対話・討論型授業、情報機器の活用による演習形式の授業が配置され、生活科学科や幼児教育学科には、演習、実験、実習科目が重点的に配置されている。

講義形式が多く採用されがちな学科でも、対話・討論型授業や情報機器の活用など、演習形式の授業が行われており、さらに、学生のニーズに対応するため、DVDやビデオ等の視聴覚教材を用いたり、パソコンによるスライド上映を行ったりする授業形態も採用されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスは適切であり、教育内容に応じた学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは平成17年度分より携帯しやすくするため2科目につき1ページを充て、講義科目については毎回の講義内容を示す等、詳細な記載事項を統一したフォームで作成されており、学生が講義内容を事前に把握でき、かつ科目履修の参考資料となるように工夫されている。なお、授業評価アンケート結果によると、授業科目選択のための判断材料としてシラバスが学生に活用されていることがうかがえる。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿ってシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

少人数教育の特徴を生かし、1年次においては「新入生ゼミナール」、2年次においては卒業研究（ゼミ）を中心として、日常的に自主学習への配慮が行われている。また、基礎学力不足の学生への配慮についても各学科・専攻単位の相談体制できめ細かく行い、各教員は常時、学生からの相談に応じるよう努めている。さらに、「English Communication IA・B」等の一部の英会話科目では学生のリスニング能力に応じて、また「ピアノのレッスンⅠ」ではピアノ及び音楽の学習経験に応じてクラス分けを実施し、学習意欲を高める配慮がなされている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし。

・ 5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

平成16年度より、優（80点以上）、良（70点以上）、可（60点以上）及び不可（60点未満）の成績評価基準が明確にされた。評定方法は、個々の教員の裁量に委ねられているが、成績評価についての各教員の方針はシラバスに掲載されている。成績評価基準や卒業認定基準は、『学生便覧』に明記され、学生全員に配布し、また、初回授業時の説明や教務委員によるオリエンテーションを行って周知を図っている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が策定され、学生に周知されていると判断する。

・ 5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

具体的な成績評価の方針はシラバスに掲載されており、担当教員は方針に基づいて成績表に成績を記入し、所定の期間内に教務課に提出することとなっている。

単位修得要件は、学則に「授業時間の3分の2以上出席していなければならない」と定め、『学生便覧』に明記し、学生に周知している。

成績評価は、筆記・実技試験、レポート及び授業への出席状況を総合して、「優」「良」「可」及び「不可」の4段階評価で行っている。学生の勉学意欲向上のために、受講者の5%以内で「秀」を与え、また「長野県短期大学学生表彰規程」を定め、優秀な学生を卒業式で表彰している。

全ての成績は、教務課において学籍簿に転記され、単位認定は学籍簿に基づき、教授会の議を経て学長が認定している。

また卒業認定は、学科・専攻会議で審議し、教授会の卒業認定会議の議を経て決定されている。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

・ 5-3-③ 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

成績評価等の正確性を担保するための措置として、学生から成績評価等に関する申立てを受けた場合、教務課又は個々の教科担当者が事実確認を行い、対処している。また、教授会申し合わせ事項において、「不可」の評定を受けた学生は、評定が通知された後2週間以内に願い出ることにより、再審査を受けることができると定められている。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

<専攻科課程>

該当なし。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 多様な科目の履修を望む学生のニーズに応えるべく、「全学共通科目」に「専門開放科目」という区分を設け、他学科・専攻の「専門教育科目」を履修できるようにし、また、「第二外国語科目」に「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「ハングル」を開設するなど教養教育の充実が図られている。

- 単位の修得計画や履修方法について、1年次の前期に「新入生ゼミナール」を開講して詳細な指導を行い、主体的な学習を促している。
- 学生の勉学意欲向上のために、受講者の5%以内で「秀」を与え、また優秀な学生を卒業式で表彰している。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 短期大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

いずれの学科・専攻においても、教育目標、養成しようとする人材像については、学科改組の過程で整理し、『大学案内』、ウェブサイト等に明記されている。

教育の達成状況の検証・評価については、栄養士・幼稚園教諭・中学校教諭（英語、国語、家庭）といった免許資格の取得状況について行っている。また、英検、TOEIC、TOEFL等の受験結果を調査しているほか、各学科・専攻では研究発表会においても教育の成果を確認している。さらに、進路指導委員会では、月ごとに就職内定状況・進学状況を統計資料としてまとめている。

平成14年度、15年度には外部意見交換会を開催し、学外からの意見聴取も行っている。

これらのことから、教育の達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作等を課している場合には、その内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。
--

単位修得、進級、卒業の状況については、休学者や退学者も少なく、特段の問題はみられない。また、各種資格免許の取得状況も安定している。卒業率は平成14年度から平成16年度では98%以上を保っており、良好である。

学科・専攻の特色に応じた卒業研究等には「2003年度ドナルド・キーン日米学生日本文学研究奨励賞」受賞論文、またコンクール応募作には「第19回牛乳・乳製品利用料理コンクール長野県大会」最優秀賞・知事賞受賞作など質の高いものが見受けられる。学会発表や学内紀要への掲載の形で公表されているものもあり、高い水準の卒業研究を目指した努力の成果が表れている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 学生の授業評価結果等から見て、短期大学が編成した教育課程を通じて、短期大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。

平成15年度の「満足度調査」、平成16年度前・後期の『授業評価報告書』の結果から、学生の満足度・評価が高いことが確認でき、教育の効果があつたと判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成12年度から平成16年度の5年間で就職希望者中の就職率は平均96%、4年制大学への編入率は希望者の96%、専門学校入学率は希望者の92%である。また、無業者数も5%以下となっている。

幼児教育学科の幼稚園教諭への就職率、生活科学科健康栄養専攻の食品会社への就職率、4年制大学への編入希望者の編入率はそれぞれ高い水準であり、これらを含めて大半の者が卒業時に進路を確定している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

進路指導委員が年度当初や年度末に、学生が就職した企業等を訪問して、関係者から卒業生の学力や資質・能力に関する意見を聴取しているが、卒業生への評価はおおむね良好である。卒業生からの意見聴取は、進路指導委員会で企画・実施している全1年生を対象とした「卒業生の体験発表会」等の折に実施している。卒業生からは、在学中に学習したことが現在の仕事に活かしているという評価が多い。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 進路指導委員会で就職・進学状況を毎月統計資料として取りまとめ、外部意見交換会を開催して学外からの意見聴取等も行っており、それらの取組の結果として就職状況等が極めて良好となっている。
- 学生の卒業研究の成果について学会発表や学内紀要への掲載の形で公表されているものもあり、高い水準の卒業研究を目指した努力の成果が表れている。

基準 7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

全学の1年生及び2年生の新学期開始時に、教務委員長が全体的な教育課程の仕組み・学科履修方法について、全学共通科目運営委員長が外国語科目履修について、司書科目運営委員長が司書・司書教諭科目について、中等教育教職課程委員長が中等教育教職科目について、それぞれ説明している。さらに学科・専攻ごとにガイダンスも実施されており、一部の専攻では『専攻ハンドブック』を作成し、活用している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 進路・学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。）が適切に行われているか。

各学科・専攻から1人ずつ選出された進路指導委員及び学生部進路指導課員1人が連携し随時進路相談に応じている。加えて、簿記講習会・秘書講習会等を開設し、資格取得を積極的に支援している。また、全学的に全教員による個別のオフィスアワーを実施して学習相談に応じ、助言を与えており、オフィスアワー以外にも基礎クラス単位、ゼミ単位で各教員が随時きめ細かく対応している。その結果、例年就職率が極めて高く、4年制大学への編入希望者の編入率も高い水準にある。

これらのことから、進路・学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学習支援に限らず学生のあらゆるニーズを把握するため、学生指導委員会立ち会いの上、学長と学生会役員などとの懇談会、学生会役員と学生指導委員会との二者協議会を実施している。また随時各教員が学生の相談に応じており、「満足度調査」の結果も良好である。

これらのことから、学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を実施している場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし。

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

社会人特別選抜で入学した学生には、各教員が個別に随時相談に応じ、実情に合った指導を行っている。また、学長と社会人特別選抜で入学した学生との懇談会も行われている。

これらのことから、学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自主的学習を支援するための環境は、付属図書館、情報演習室2室、共同研究室4室、厚生会館などが整備されている。

付属図書館については、長期休業中を除き、平日は8時30分～19時、土曜日は8時30分～12時まで利用可能であり、情報演習室や教室については、平常時は7時～20時、土曜日・日曜日・祝日・休業日も7時～17時まで利用可能となっているが、利用時間の延長を希望する学習意欲の高い学生も多い。

情報演習室Ⅰ・Ⅱは授業の空き時間、昼休み、放課後等にレポート作成や情報検索等を行うために有効に利用されている。

共同研究室には学生が自由に使用することができる情報機器や専門図書等が整備されており、発表資料の作成や情報検索等に有効に利用されるとともに、学生と教員との交流の場としても有効に機能している。

食堂と売店を備えた厚生会館は、学生の勉学支援や教員との交流のために有効に活用されている。

これらのことから、自主的学習環境が整備され、効果的に利用されていると判断するが、図書館等の利用時間については学習意欲の高い学生のニーズに応える必要がある。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生の課外活動が円滑に行われるよう、学生会役員と学生指導委員会との二者協議会が「二者協議会規程」に則って行われている。また、全学ゼミ、スポーツ大会、学園祭は学生会が主体となって運営しているが、学生指導委員も分担して適宜助言や指導を行っている。

サークル数は約20あり、スポーツ系・カルチャー系・ボランティア系それぞれに顧問教員により指導・支援がなされ、サークル活動補助金の配分も自主的に行われている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生相談室、保健室、進路指導委員会などが学生の各種相談に対応している。学生相談室では、カウンセラーによる相談日（月2回）を設定しており、1年間で20回前後利用されている。保健室でも保健師（1人）が随時相談に応じているが、利用回数は年間500件を超え、約半数は「精神保健」となっている。

セクシャル・ハラスメントについては、平成14年に「セクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、セクハラ対策委員会・セクハラ相談員を設置し、対応している。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。

社会人特別選抜で入学した学生と学長との懇談会が年に1回持たれ、各学科・専攻でも各教員が随時相談に応じている。学長懇談会での社会人特別選抜で入学した学生からの要望に応じて学生指導委員会が自動車通学を一部緩和した例もある。

また、障害のある学生の在籍例はないが、現在、施設・設備のバリアフリー化が進行中である。

これらのことから、生活支援等は現在までは必要に応じて行われているものの、施設のバリアフリー化が十分ではないので、早期に対応する必要があると判断する。

・ 7-3-③ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学長懇談会をはじめ、学生会役員との二者協議会、学寮役員との学寮協議会、共同研究室における交流、オフィスアワーの実施など数種的手段により学生のニーズが把握されている。また、生活面・健康面については、学生相談やカウンセリングのための学生相談室や保健室で随時対応している。

これらのことから、学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

・ 7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

全学生の1割以上が日本学生支援機構の奨学金制度を利用しており、平成15年度から平成17年度の3年間、当該短期大学が推薦した学生全員が奨学生に採択されている。また、平成13年度13人、同14年度9人、同15年度13人、同16年度14人が授業料減免制度を利用している。さらに、学内に女子寮があり、36室で70人前後が入寮している。寮費は、県条例で月3,000円と定められている。

これらのことから、学生の経済面の援助が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 簿記講習会・秘書講習会等を開設し、資格取得を積極的に支援している。
- 学生会役員、社会人特別選抜で入学した学生、学生寮役員等との懇談会を定期的に開催し、学生のニーズを掌握している。
- 共同研究室には、学生が自由に使用することができる情報機器や専門書等が整備されており、発表資料の作成や情報検索等に有効に利用されるとともに、学生と教員との交流の場としても有効に機能している。
- 食堂と売店を備えた厚生会館が、学生の勉学支援や教員との交流のために有効に活用されている。
- オフィスアワー以外に、基礎クラス単位、ゼミ単位で、各教員が学生の学習相談に随時きめ細かく対応している。

【改善を要する点】

- 図書館等の利用時間については、学習意欲の高い学生のニーズに応える必要がある。
- 施設全体としてバリアフリー化が十分ではないので、早期に対応する必要がある。

基準 8 施設・設備

- 8-1 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。

当該短期大学の施設・設備は、短期大学設置基準に則って整備されている。校地面積は 31,776 m²、校舎等面積は 14,265 m²である。

教室をはじめ、情報演習室、体育館は授業以外の学習活動にも利用されており、付属図書館も有効に利用されている。

教室等の設備関係は、ビデオ・プロジェクタ・DVD・OHP・スクリーン・LAN・パソコン等が各室の利用目的に従って配備され、有効に活用されている。

付属幼稚園は、幼児教育学科の教育実習及び卒業研究に利用され、健康栄養専攻の研究等にも活用されている。

これらのことから、施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断する。

- 8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

情報演習室をはじめ付属図書館、体育館、各研究室、一部の教室、厚生会館、学生寮に LAN が配備され、インターネットに接続されており、学生の各種情報収集やレポート作成などに有効に活用されている。

情報演習室には 94 台のパソコンが設置されており、情報ネットワーク研究室教員と情報環境整備委員会によって管理運営されている。

これらのことから、情報ネットワークが整備され、有効に活用されていると判断する。

- 8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

短期大学施設使用規程が整備され、施設・設備の使用目的・方法、使用場所、使用時間等が定められており、学生は「届出」を行うことで使用可能となっている。施設使用規程と付属図書館利用細則は『学生便覧』に掲載され、教職員及び学生に配布されている。また、年度初めに学生指導委員会が全学オリエンテーションで利用方法を説明している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

平成16年度末の付属図書館関係の図書・雑誌・資料については、蔵書冊数80,420冊（和書73,630冊、洋書6,790冊）、受入雑誌190タイトル（和雑誌152、洋雑誌38）、視聴覚資料についてはDVDが104タイトル、ビデオテープが597タイトル、CDが22タイトルを数えている。所蔵図書はデータベース化され、端末から検索できるシステムが整備されている。

平成16年度の利用状況は、入館者数53,719人、貸出冊数5,836冊、視聴覚資料利用件数616件、図書館情報に関する相談件数1,241件であった。

また、付属図書館の各個人用机には、『広辞苑』、『新英和大辞典』、『新和英大辞典』が揃えられている。これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 付属幼稚園を有しており、学生の教育研究活動に有効に活用されている。
- 付属図書館の各個人用机には、辞書類が揃えられている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員及び教育支援者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

当該短期大学の本格的な自己点検・評価活動は、平成 3 年の短期大学設置基準の改正を契機に開始された。『平成 5 年度自己点検評価書』、及び平成 11 年発行の『自己点検評価書』においては、カリキュラムの編成、教育指導の在り方、教授方法の工夫・研究、成績評価・単位認定、施設設備などの項目を設けて、それらに関する資料を収集するとともに、問題点や改善方法についての検討が行われている。

また、社会的教育ニーズの変化を視野に、長野県下 26 高等学校の 2,000 人を超える高校生を対象にアンケートを実施し、一般教育並びに各学科・専攻の教育活動の実状と課題について検討している。さらに、短期大学改革について学外者との意見交換会も開催されている。

これらのことから、データや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

- 9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

各教員が授業において学生からの質問や要望を聴取するほか、全教員がオフィスアワーを実施して授業科目担当を超えた学生とのコミュニケーションの機会を設けている。また、平成 15 年度（平成 16 年 1 月）に、2 年生全員を対象とした「卒業生満足度調査」と 1 年生全員を対象とした「在学生満足度調査」を行い、結果は報告書にまとめられている。

平成 16 年度には、学生による授業評価アンケート調査を行った。学生による評価結果と教員からの感想や授業改善計画等のコメントが『2004 年度前期授業評価報告書』及び『2004 年度後期授業評価報告書』として発行されている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

- 9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

進路指導活動の一環として、毎年、教員による卒業生の就職先訪問及び卒業生による在学生に対する就職体験発表を行っている。これらの活動を通じて卒業生や就職先関係者から寄せられた教育に関する意見・批判・助言等は、進路指導の改善に活用されている。

また、学内に同窓会事務局が置かれ、日常的に当該短期大学との連携を保ちながら活動を展開している。これらのことから、学外関係者からの意見が自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

自己点検・評価活動は平成5年度に開始され、総務委員会が最初の『自己点検評価書』を発行した。

その後、自己点検・評価活動は自己点検・評価委員会に引き継がれ、平成11年『自己点検評価書』、平成12年『長野県短期大学教員プロフィール2000』、平成13年『長野県短期大学の現状と課題—最近5年間の学生の動向を中心に—』を発行し、平成15年度に「卒業生満足度調査」及び「在学生満足度調査」を行った。平成16年度に大学評価委員会が自己点検・評価活動を引き継ぎ、『2004年度前期授業評価報告書』及び『2004年度後期授業評価報告書』を発行した。

平成17年度にはより発展的かつ専門的な活動を行うためFD委員会を設置した。自己点検・評価の結果は、教務委員会、各学科・専攻等の組織的協力を得て、平成16年度の学科改組をはじめとする教育課程の見直し等の教育改革に反映されている。

これらのことから、評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能していると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

教員は、『授業評価報告書』において結果を自己分析し、今後の改善点等を含めた意見・方法を記している。平成16年度前期授業評価に比べて、平成16年度後期授業評価の学生による総合的評価点が高くなっており、授業の改善に対する教員の努力の成果が表れている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、改善を行っているとは判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

平成15年度には自己点検・評価委員会による「満足度調査」、平成16年度に『授業評価報告書』の作成等を組織として実施し、学生の要望を反映して授業内容や教育方法を改善する努力がなされている。教員は、ゼミの合同発表会やオリエンテーションにおいて授業改善についての意見交換を行っており、また、教員による相互授業参観やFD講師を招いての研修会も計画されている。

これらのことから、FD活動が適切な方法で実施されているとは判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

平成15年度に自己点検・評価委員会による「満足度調査」、平成16年度に授業評価アンケート調査を組織として実施した。「満足度調査」の英語専攻の学生のフリーアンサーを基に、平成16年度から英語英米文化専攻の専門必修科目「English Communication IA・B」において能力別クラス分けを採用するなど、調査結果を改善に反映している。授業評価アンケート調査結果は、『授業評価報告書』として発行され、授業改善のための基礎データとして活用されている。

これらのことから、FDが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているとは判断する。

9-2-③ 教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

多文化コミュニケーション学科1人、生活科学科7人、幼児教育学科1人の計9人の常勤助手が教育支援業務にあたっている。助手については、最近では大学運営に係わる業務が増大してきたこともあり、入試委員会、FD委員会等の委員会業務も分担し、オフィスアワーの担当、セクシュアル・ハラスメント相談員等も担当している。また、それらの業務を担当するためには、大学運営の全体像を十分に把握する必要があることから、平成17年度から、助手の教授会へのオブザーバー出席を制度化している。

これらのことから、教育支援者の資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 授業評価アンケート調査結果は、授業改善のための基礎データとして活用されており、担当教員が結果を自己分析し、今後の改善点等を含めた意見・方法を記した上で『授業評価報告書』としてまとめられ、公表されている。

基準 10 財務

- 10-1 短期大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 短期大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 10-1-① 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

長野県を設置者とする公立短期大学であり、短期大学の目的に沿った教育研究活動を遂行するために必要な校地・校舎・設備等の資産を有している。

- 10-1-② 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

入学料、検定料、授業料などの収入、科学研究費補助金などの外部資金、及び県の一般財源からの繰り入れにより、短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入が継続的に確保されている。

- 10-2-① 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

長野県を設置者とする公立短期大学であるため、予算については、予算委員会に提出された要望と、特別な行事や事業等事務局で積算した経費を合わせ、短期大学全体の要望として県に要求し、県議会の審議を経て確定された後、教授会において報告されていることから、収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

- 10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

長野県を設置者とする公立短期大学であるため、単年度での支出と収入は常に均衡している。

- 10-2-③ 短期大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

県議会で確定した予算額を予算委員会における検討を基に、教授会において教育研究予算配分の基本的方針と配分案が審議されていることから、教育研究活動に対して適切な資源配分がなされていると判断する。

- 10-3-① 短期大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

長野県を設置者とする公立短期大学であるため、予算及び決算については、県議会による承認後に、県の広報誌やウェブサイト等に掲載し公表されている。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

地方自治法に基づく県の監査委員による監査と、長野県財務規則に基づく県の会計局による会計検査を定期的に受けており、毎年監査調書及び決算調書が提出されている。また、監査委員による委員監査が2年に1回、事務局による事務監査が毎年度実施され、財務事務の適正執行及び事務事業の効率性と合理性等の監査を受けており、監査結果の報告は、監査意見報告とともに長野県報で公表されている。

会計検査については、会計局による会計実地検査が毎年度実施され、収支に関する書類の審査及び現品の検査等を受けている。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11－1 短期大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11－2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11－3 短期大学の目的を達成するために、短期大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11－1－① 管理運営のための組織及び事務組織が、短期大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

教授会は、重要な事項に関する最高の審議機関であり、構成員は学長、教授、助教授、専任講師及び事務局長の 39 人で、助手は、平成 17 年度からオブザーバーとして出席している。教授会のもとに、20 の委員会が設置され、教授会が付託した事項について調査・審議し、委員会で調査・審議された事項が、教授会に提案され審議される仕組みになっている。

事務局は、事務局長以下 12 人で、総務課に 6 人、教務課に 5 人、付属図書館に学校司書 1 人が配属されている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、必要な職員が配置されていると判断する。

- 11－1－② 短期大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

定例の教授会は、平成 16 年度は 17 回開催された。学長は、学生部長と事務局長を補佐に、学内最高審議機関である教授会の議長として、各種委員会や学科・専攻からの調査・審議事項を教授会に報告、あるいは提案させ、審議しており、リーダーシップを発揮できる仕組みになっている。

これらのことから、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

- 11－1－③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

平成 16 年 1 月に自己点検・評価委員会が「満足度調査」を実施し、学生のニーズを把握している。また、学長は、教授会や助手会等を通して教員のニーズを把握するとともに、設置者等との意思疎通、連絡・調整のための会合、外部意見交換会、保護者による後援会、卒業生による同窓会（六鈴会）との連携を通して学外関係者のニーズを把握している。

平成 16 年度に学科・専攻を改組し、また専攻科を新設したことは、各分野の要望を反映したものと捉えることができる。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

該当なし。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務職員は、県の行政職員であり、県全体の人事異動の中で配置されているため、研修についても県の研修プログラムに沿って実施されている。短期大学運営の専門研修については、職場研修（OJT）のほか、全国公立短期大学協会主催の「公立短期大学事務職員中央研修会」、「公立短期大学幹部研修会」に毎年、事務職員が参加している。短期大学が抱える課題（法人化等）についての研修も、専門講師を招き、教職員全体を対象に実施している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が、県立短期大学の実態に即して、組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する基本的事項については、「長野県短期大学学則」に、また学則を受け、「長野県短期大学教授会規程」、各種委員会規程等の学内諸規程が整備されている。委員会規程には、委員会の任務、委員の選任方法等が明確に定められている。

学長選考については「学長選考規程」が、任用人事については「任用人事についての申合せ事項」等が定められている。また、学生部、事務局の事務分掌も整備されている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、学内の諸規程が整備されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される短期大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、短期大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

毎年度、短期大学の設置目的、教職員数、施設概要、入学生・卒業生の状況等の基礎データを取りまとめた『長野県短期大学の概況』、『教育概要』等を発行し、設置者、教職員に配布している。また、入学者選抜関係のデータ、進路関係統計資料等は、担当部署（教務課・進路指導課）が電子データとして蓄積しており、必要に応じていつでも情報提供できる体制になっている。

これらのことから、データや情報が蓄積されているとともに、構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 各短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

自己点検・評価委員会は平成7年4月に設置され、平成16年4月から同委員会は大学評価委員会に発展的に改組された。大学評価委員会的主な業務として（1）認証評価機関による評価準備（2）『自己点検評価書』の取りまとめと刊行（3）授業評価アンケート調査の実施と結果公表等を行っている。委員会は学長、学生部長、付属図書館長、付属幼稚園長、事務局長、事務局次長、教授会構成員4人で構成さ

れ、全学的な検討、取組ができる体制になっている。授業評価アンケート調査関係の業務は、平成 17 年 4 月より F D 委員会に引き継がれている。

これらのことから、自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備され、機能していると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されているか。

『自己点検評価書』は、学内外に公開されている。『授業評価報告書』は学内に公開されるとともに県内高等学校・大学、及び県外の関連大学・関係機関に送付されている。

これらのことから、自己点検・評価の結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該短期大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

自己点検・評価の結果を踏まえた短期大学改革について意見を聴くため、平成 14 年度及び 15 年度に外部意見交換会を開催し、そこで出された意見（保育士養成課程の設置等）を平成 16 年度の学科の改組、専攻科の新設や平成 18 年度の入試改革などに反映させている。また、平成 17 年度には認証評価制度による第三者評価に取り組んでいる。

これらのことから、外部者によって検証する体制が整備され、実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果が、フィードバックされ、短期大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

大学評価委員会から自己点検・評価の結果が教授会に報告され、対応すべき課題は関係する委員会において検討が行われている。その結果、新たな課題に対応するために F D 委員会と情報環境整備委員会等を設置したなどの改善例がある。また、平成 16 年度の改革・改組や平成 18 年度の入試改革は、自己点検・評価の結果を踏まえ実施したものである。

これらのことから、評価結果が、フィードバックされ、短期大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 自己点検・評価の結果を踏まえて外部意見交換会を開催し、そこで出された意見を学科の改組、専攻科の設置、入試改革などに反映させている。

選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

短期大学の目的に照らして、正規課程の学生以外に対する教育サービスが適切に行われ、成果を上げていること。

【評価結果】

目的の達成状況が良好である。

（評価結果の根拠・理由）

1－① 短期大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい、計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。

正規課程の学生以外である県民・市民に対し、当該短期大学の教員が、専門領域に関わる研究・教育活動を背景とした「教育サービス」として、出前講座、市民カレッジ、県民カルチャー自主講座等を実施している。

出前講座は、設置者である長野県の出前講座とも連携して、「県民の生涯学習ニーズに応えとともに、地域社会と本学との連携を促進する」ことを目的に、平成15年7月に開設され、平成15年度は教員19人35講座、同16年度は教員21人39講座、同17年度は教員22人38講座を開講している。出前講座メニュー（出講する教員とその講演題目）及び申込要領は、県及び当該短期大学のウェブサイトに掲載された。

市民カレッジは、「地域（長野市）の生涯学習事業に位置付けていくこと」を基本とし、「外部の研究者を講師として招聘することも含め、主体的・積極的に企画・立案し、知のネットワークの中心として働くことによって、研究機関としての本学の役割を広めていくこと」を方針として、長野市教育委員会と共催で昭和52年度から実施されており、年度ごとに計画され、実施期間、実施日時、テーマ等が定められている。目的、計画、参加方法等の案内は、ウェブサイトに掲載されるほか、『広報ながの』、『信濃毎日新聞』、『朝日新聞』、『週刊長野』、『長野市民新聞』、『松代南長野新聞』などに掲載されている。

県民カルチャー自主講座は、平成2年に企画され、「講座の運営に自ら参画し、自分たちの手作りでやっていくこと」を目指している。同講座は受講者による運営を基本とし、受講者側に役員が置かれており、教員有志との協議に基づき毎回テーマを設定し、6月～10月頃にかけて平日の夜間を開講している。

当該短期大学がその目的を達成するために、自らの人材及び機能を活用し、県や県教育委員会、市町村や地域住民と共同して地域貢献事業に積極的に取り組んでいることは、優れた点である。

これらのことから、教育サービスの目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められ、周知されていると判断する。

1－② 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

出前講座は、平成15年7月から開催され、平成17年6月までに累計で31講座を開講し、受講の申込のあった団体は21団体である。また市民カレッジは、昭和52年度の開始以来、平成16年度までに実施回数は234回、テーマ数は28となっている。県民カルチャー自主講座は、平成2年度から平成15年度までに216回実施され、テーマ数は14である。

教員による講演活動等は、平成12年7月から平成17年6月の5年間に於いて講演会回数は276回、講師として参加した教員は26人、参加団体数は178となっている。

これらのことから、計画に基づいた活動が適切に実施されていると判断する。

- 1-③ 活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

当該短期大学や主催者側からの働きかけにより、参加者は十分に確保され、また、出前講座については、参加者のアンケート結果では、講義内容について「非常に有意義だった」「有意義だった」が、全体の7割以上を占める講座も見られる。

市民カレッジにおいては、活動の成果として毎年、教務委員会が講演報告集を刊行している。県民カルチャー自主講座では、年度ごとの報告集の作成、実施担当者との意見交換会、10周年のまとめ等が参加者自身の手で自主的に行われている。

これらのことから、活動の成果が上がっていると判断する。

- 1-④ 改善のためのシステムがあり、機能しているか。

出前講座、市民カレッジ、県民カルチャー自主講座ともに参加者にアンケートを実施して、常に受講者のニーズを把握している。例えば、市民カレッジは、市民が参加しやすいように市街地の会場を確保し、また、実施回数を週2回から週1回に変更するなど、アンケート結果を改善に役立てている。こうした改善のための取組により、出前講座は「効果が大きく、継続実施する事業」として、県から高い行政評価を受けている。

これらのことから、改善のためのシステムがあり、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「目的の達成状況が良好である。」と判断する。

【優れた点】

- 地域貢献という短期大学の目的を達成するために、自らの人材及び機能を活用し、県や県教育委員会、市町村や地域住民と共同して、出前講座、市民カレッジ、県民カルチャー自主講座等の「教育サービス」に積極的に取り組んでおり、とりわけ出前講座は高い評価を得ている。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

（１）短期大学名 長野県短期大学

（２）所在地 長野市三輪 8-49-7

（３）学科等の構成

学科：多文化コミュニケーション学科

国際地域文化専攻・英語英米文化専攻・

日本語日本文化専攻

生活科学科

健康栄養専攻・生活環境専攻

幼児教育学科

専攻科：専攻科幼児教育学専攻

（学生受入れは平成18年4月から）

（４）学生数及び教員数（平成17年5月1日現在）

学生数：学科540名

教員数：45名（助手8名を含む）

2 特徴

（１）沿革

長野県短期大学（以下、「本学」という。）の前身は、昭和4年に開学した長野県女子専門学校（国文科本科3年、研究科1年、略称「長野女専」）である。戦時に伴う改変があったが、戦後に「長野女専」の再建を図り、学制改革に伴い、昭和25年に本学（文科（国語専攻・英語専攻）2年、家政科2年）は再出発した。

昭和26年家政科が栄養士養成を認められ、昭和36年には家政科を食物専攻・被服専攻の2専攻とした。翌37年には、幼稚園教諭二級普通免許状が取得できる児童科を新設し、40年には付属幼稚園を設置した。さらに昭和63年には、国際化・情報化の進展に応じて教養学科を新設した。

このような経緯の集大成が、平成2年の文学科（国語専攻・英語専攻）、生活科学科（食物栄養学専攻・生活科学専攻）、幼児教育学科、教養学科の4学科からなる総合短期大学である。

しかし、少子化や女子高校生の四年制大学志向の影響等を受け、本学の在り方について四年制大学化を含めて鋭意検討したが、設置者の意向もあり、短期大学改革に取り組むこととした。21世紀を迎えるに当たって、自己点検・評価と県民ニーズを踏まえ、平成13年7月に学内改革プロジェクトを立ち上げ、平成16年4月に改組を実施した。主な改組内容は、①男女共学の実施、②学科構

成を、文学科・教養学科を統合した多文化コミュニケーション学科（3専攻）、生活科学科（2専攻）、幼児教育学科の3学科とし、幼児教育学科に専攻科幼児教育学専攻（1年制）を置き3年間の保育士養成課程とする2点とした。また免許・資格は、従来からの中学校教諭及び幼稚園教諭の二種免許、栄養士資格に加え、図書館司書資格、司書教諭免許の取得を可能にした。

（２）理念・目的と具体化

本学の前身「長野女専」は、「女子ニ高等ノ學術技芸ヲ授クルト共ニ、其ノ人格ヲ陶冶スル目的」を掲げ、地域で指導的立場の女性養成を目指した。戦後に短期大学として発足した際にも、「实际的に必要な学理技能を教授研究して良識ある社会人を育成することを目的」とし、「公開講座・講習等の実施によって地方文化の進展にも寄与することを使命」に掲げ、一貫して広い意味の地域貢献を目的としてきた。平成16年度から男女共学とし、「指導的立場の女性養成」の部分は変更したが、これは男女共同参画社会づくりに対応したもので、豊かな自然と歴史的伝統を背景にした長野県民のニーズに応えようとする公立高等教育機関の性格と目的は、継続されている。

平成17年度には、我が国で最も伝統のある公立短期大学として、開学以来76年目を迎えた。輩出した約1万2,000人の卒業生は、中学校教諭、管理栄養士、保育者等の専門職、地方自治体の公務員、または一般企業の就業者として活動し、さらには種々のボランティア活動等にも参画する等、広い舞台で着実に活躍してきた。毎年、学生が卒業時に就職希望者の100パーセントないしはそれに近い就職率を維持しているのは、本学が地域において築いてきた高い評価を要因としている。

地域との連携を基本に、アドミッションポリシーを明確にして、入試にも取り組み、平成3年4月入学生から長野県内高等学校を対象とした推薦選抜を導入した。平成11年4月から社会人学生を受け入れ、当該学生は少数であるが、本学の教育・研究に良い刺激を与えてきた。平成16年4月から受け入れた男子学生も、学内に新しい活力をもたらしている。学生は、学生寮で自主的に生活能力とコミュニケーション能力を磨いており、一方、学生会、サークル活動、ボランティア活動等で、他大学との交流を深めながら、短期大学固有の短期間の学生生活に、集中力を発揮し、成果をあげている。

ii 目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

本学は、次の3点を目的に掲げている。

- ① 国際化し多元化する地域に貢献できる（県民の生活及び文化の向上に寄与する）人材の育成
- ② 個性を重んじる、きめ細やかな少人数教育
- ③ 現代的ニーズに応え得る教養教育とより質の高い専門教育とを提供する、地域に開かれた総合短期大学

（準学士課程・専攻科課程ごとの独自の目的）

1. 多文化コミュニケーション学科は、3専攻からなるが、共通して、次の3点到留意する。

- ① 異文化との接触による多文化状況が進行する現在、多様な文化との共生を可能にする、日本と世界に関する知識と感性を備え、地方分権にふさわしい地域社会の創造に主体的に貢献できる人材を養成する。
- ② 実践的外国語コミュニケーション能力・日本語コミュニケーション能力と情報リテラシーを培うカリキュラムとする。
- ③ 多文化社会に必要な比較文化的視野・異文化理解に充分配慮したカリキュラムとする。

同学科の国際地域文化専攻は、次の3点を重視する。

- ① 英米・ヨーロッパとアジア（主として中国）の文化圏の諸事象を中心に、グローバルな世界の在り方を理解できる国際的視野を養成する。
- ② 信濃・日本の文化・社会・経済等の特色の理解を、国際的視点にも配慮した教育・研究活動で深化させる。
- ③ 市民の一人としては、まちづくりや新たな市民運動、地域文化の創造に参画でき、自治体では地方分権を担うことができ、企業等では地域産業を支えることのできるような人材の養成をめざす。

英語英米文化専攻では、次の4点を重視する。

- ① 現在の多文化社会における比較文化的視野を養う。
- ② 実践的な英語コミュニケーション能力と情報処理能力を養う。
- ③ 英米の言語・文学・文化・社会を深く理解できるカリキュラムとする。
- ④ 編入協定を結んだアメリカの州立大学に編入できる程度の総合的英語力を身に付け、地域社会にあつては国際交流に尽力できる人材を養成する。

また、日本語日本文化専攻は、次の2点を重視する。

- ① 日本語を理解し、自分の考えを論理的に纏め、人に伝える表現力を身に付ける。
- ② 日本の言葉や文学及びそれらと深く関連する中国・日本の歴史について理解を深め、地域文化の向上に寄与できる人材を養成する。

2. 生活科学科は、2専攻からなる。

幅広い生活科学の学問領域のうち、健康栄養専攻では、次の2点を重視する。

- ① 健康を維持・向上させるための食と栄養に関する専門知識を身に付ける。
- ② 栄養士としては勿論、家庭人・社会人としても健康な食生活を企画・実践できる人材を養成する。

生活環境専攻では、次の4点を重視する。

- ① 生活環境を理解できる視点を育成する。
- ② 個人の生活環境を整える知識・技能を育成する。
- ③ 生活の場である社会環境の重要性を理解させ、よりよい地域の社会環境を構築する知識を体得させる。
- ④ 自然と共に生き、循環型社会を形成するための知識・技能を修得させる。

3. 幼児教育学科は、次の3点を重視する。

- ① 少子社会において、子育て・幼児教育・保育に対する深い理解と豊かな人間性を培う高いプログラムを実施する。
- ② 現場に密着した実践的カリキュラム編成により、高度で多角的な実践力を持った人材を育成する。
- ③ 地域社会における子育て支援コーディネーターとしての総合力をもつ人材を養成する。

4. 専攻科幼児教育学専攻の目的

専攻科幼児教育学専攻では、地域における育児支援体制をリードする“保育のスペシャリスト”の育成をめざしている。入学前に修得した保育・幼児教育の知識や技術を実践的なものにするとともに、その分野の専門性を高め、現場に密着した高度な実践力をもつ“質の高い保育者”を保育の現場に送り出すことが、本専攻科の目的である。

選択的評価基準に係る目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

本学は、前述した本学の目的を実現するため、県民・市民に開かれた大学として、学内での教授研究とともに地域社会も第二のキャンパスとして、その要望に応えた教育・研究活動をすすめている。本学は、3学科（多文化コミュニケーション学科、生活科学科、幼児教育学科）にわたる総合短期大学であり、各教員は、各種専門分野の立場から総合的な知的貢献を地域で積極的に果たしている。

地域貢献の在り方は、（１）本学の側から発信し、様々な県民・市民向け講座を開催する一方、（２）学外からの要望にコミットして、専門分野を生かした諸活動に積極的に参画している場合がある。

以下に、（１）と関わる「出前講座」「市民カレッジ」「県民カルチャー自主講座」等と、（２）と関わり、長野県、本学が立地する長野市を初め県内市町村、各種団体、文化施設等の審議会・懇談会・運営委員会の委員等を務め、諸事業への研究上のサポートを行い、一部は受託研究へ発展させている地域貢献の目的について述べる。

（１）様々な県民・市民向け講座

① 出前講座の目的

出前講座は、平成15年7月より開始し、「県民の生涯学習ニーズ」に応えるとともに、「地域社会と本学との連携を促進する」ことを目的とし、教員が主催団体の要望に応じて出向き、無料で講演活動等を行う事業である。

② 市民カレッジの目的

市民カレッジは、昭和52年度に始まった地域貢献事業である。県民・市民を対象とした連続講義で、当初、本学単独の「開放講座」として実施されてきた。現在は、長野市教育委員会との共催となり、平成16年度より「市民カレッジ」と改称し、内容の充実に努めている。市民カレッジは、発足以来の取組経過を踏まえ、「地域(長野市)の生涯学習事業に位置づけていくこと」を基本とし、「外部の研究者を講師として招聘する事も含め、主体的・積極的に企画・立案し、知のネットワークの中心として働くことによって、研究機関としての本学の役割を広めていくこと」を目指している。

③ 県民カルチャー自主講座の目的

県民カルチャー自主講座は、平成2年に企画され、「生涯学習を自ら進め、実践すること」を目的として、県教育委員会との共催で「県民カルチャー長野県短期大学開放講座」として実施された。その後、県民による自主講座として、地域の住民なら誰でも参加できる取組となった。「講座の運営（テーマ、回数、開催時期、講座の記録、参加者の募集等）に自ら参画し、自主の言葉どおり、自分たちの手作りで行っていくこと」を目指している。

（２）長野県、長野市を初めとする県内市町村、各種団体等の諸事業における参画要請を踏まえた活動

① 長野県、県内市町村、各種団体等の審議会・懇談会等への参画

② 専門的研究を活かした地域の産業・教育・文化・国際交流等に関わる諸事業へのサポート、受託研究等

（２）の①②に共通する目的は、「本学教員が、地域社会への貢献を目指し、地域と結びつきを強め、専門分野の立場から現代的課題に応えること」である。専門分野を生かした教員個人・本学独自あるいは長野市所在の高等教育機関等の協力による地域活動への参画であり、主催する地方自治体・諸団体の要望で実施される講演会・講習会等の活動、県・市町村・諸団体が取組む諸事業に必要な審査・審議等の委員、地域の諸機関が調査・発行する出版物の監修・編纂・執筆、各種研究集会・研修会での助言等がある。

iii 自己評価の概要（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 短期大学の目的

本学では、平成 16 年度の改組において本学の目的を、①国際化し多文化化する地域に貢献できる（県民の生活及び文化の向上に寄与する）人材の育成、②個性を重んじる、きめ細やかな少人数教育、③現代的ニーズに応え得る教養教育とより質の高い専門教育とを提供する、地域に開かれた総合短期大学の 3 点と定めた。これは、『長野県短期大学 2005 大学案内』、『同前 2006 大学案内』及び本学のホームページに記載することによって、本学の目的として明示している。また、大学の目的を、各学科・専攻の特性に照らし具体化させるために、各学科・専攻ごとに教育目的を定め、『大学案内』（各年度）及び本学のホームページに記載することによって明示している。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

平成 16 年度から実施している現在の学科構成は、本学の歴史や伝統も踏まえ、現代における地域や社会的ニーズに応えるものとなっている。

教養教育については、平成 15 年度までは学科・専攻に属さない教養教育科目担当者の組織が独立して存在していたが、平成 16 年度からはそれぞれの科目担当者と関係が深い学科・専攻に全員が属することになり、各学科・専攻の専門科目の担当と同時に、各学科・専攻に属する全教員と同様に全学の教養教育も担当することになった。

さらに教養教育を全学の教員が支えることを原則に、各学科・専攻の垣根を越えて履修できる全学共通科目としての専門開放科目を設け、また、今年度からスタートした長野市内の他大学等との単位互換制度の活用等により、学生は今までよりかなり幅広い教養に関わる授業科目が履修できるようになった。以上のように、教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能している。

教授会については、隔週で行っていたものを平成 14 年度から 2 か月に 3 回とした。回数は減少したが、必要に応じて臨時教授会を開催しているので、全く支障は起こっていない。新たな委員会がいくつか設置されたことにより、委員会の数も増えてきているので、今までの教授会の時間を諸委員会活動に充てることができるようになったため、学内における教育・研究活動は、以前より活発に行われるようになっている。

本学では教育課程や教育方法等の検討は、学生による授業評価、各教員のシラバスや授業評価に対する授業改善法も視野に入れ、教務委員会が主に行っている。定例化している同委員会では毎回活発な議論がなされ、議題によってはさらに各学科・専攻での検討も踏まえた上で、教授会に提案されている。従って、様々な懸案事項がかなり短期間のうちに解決され、学生の教育・研究活動を支える力となっている。

基準 3 教員及び教育支援者

本学の教育目的である「きめ細やかな少人数教育」や「現代的ニーズに応え得る教養教育とより質の高い専門教育を提供する教育課程」を実現できるだけの専任教員が質・量ともに確保されている。それを実現している条件は、主に採用人事における公募制と、採用・昇任人事における研究・教育等の厳密な評価基準の適用であり、制度が継続的に有効に機能していることである。

基準 4 学生の受入

本学では、本学の教育目的に照らしてアドミッション・ポリシーを定め、『長野県短期大学 2006 年度 大学案内』や本学ホームページに明記している。また、本学の『平成 18 年度学生募集要項』には、アドミッシ

ョン・ポリシーに沿った具体的な選抜方法が記載されている。本学の『大学案内』や『学生募集要項』は広く学内や社会に公表し、周知を図っている。

平成 17 年度に至るまでの入学者選抜において、本学の学生の受け入れは適正且つ公正に行われており、定員に対し、一定の志願者数倍率及び受験者数倍率を維持してきた。このことにより、本学ではアドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れが可能となっている。また、「社会人特別選抜」等により、様々な年齢層や経験を持つ学生を受け入れており、学内の活性化が図られている。

本学では、入試委員会を中心として、絶えず入学者選抜の方法の見直しを行ってきた。これまで以上に多様な科目の受験を可能にすることを目指した平成 15 年度からの見直しの結果、本学では、平成 18 年度入試よりこれまでの「学力による選抜」に替えて、大学入試センター試験の成績による「一般選抜 A」と本学独自の選抜方法である「一般選抜 B」を新たに採用することにした。平成 16 年 11 月 17 日に文部科学省より、本学を含む大学入試センター試験の利用大学が公表されている。ここに至るまでの入学者選抜方法をめぐる検証と審議は、これまで以上に多様な学生を受け入れるための具体的で顕著な改善方策と評価することができる。以上より、本学ではアドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れが着実に行われてきたといえる。

基準 5 教育内容及び方法

＜準学士課程＞

本学では、平成 16 年度の改組による新体制発足にあたり、教育の目的に照らして全学的に教育課程を刷新しており、教養教育と専門教育とのバランス、必修科目・選択科目の内容や単位数のバランスを考慮した教育課程を編成しており、その体系性も確保されている。「新入生ゼミナール科目」を新設し、大学教育を受けるための基礎学力の養成と各学科・専攻の専門教育へのオリエンテーションを重視している。一方、「専門教育科目」では、各学科・専攻の教育目的を達成するため、その特色を明示するような学科目を含む幅広い科目を開設している。また、専門教育科目・全学共通科目とも、教員の有する専門性と授業内容との相関が強く、各学科・専攻ごとに教員の特色ある研究活動の成果がその授業内容に反映されている。専門開放科目や多文化コミュニケーション学科の共通選択科目等、他学科・専攻授業科目の履修のほか、長野市内の協定大学等との間で単位互換を行っており、学生の多様な科目を受講したいというニーズに応えている。また、平成 16 年度より取得可能な免許・資格を増やし、海外留学の支援も行っている。本学では、少人数教育という特色を活かし、入学時に全学共通のオリエンテーションや学科・専攻ごとのガイダンスを行い、講義・演習・実験・実習科目の単位数とその根拠を説明し、学生に理解させるように務めている。また、「新入生ゼミナール」の時間を用いて、単位の修得計画や履修方法についてきめ細かい指導をしている。

学習指導法の工夫については、少人数授業やフィールド型授業、情報機器を活用した授業や視聴覚教材を活用した授業、プレゼンテーションによる授業を行っている。この工夫は、昨今の学生たちのニーズに対応するものである。また、教育課程の趣旨に沿って、統一されたシラバスが作成されるようになり、多くの学生が科目履修の際に活用している。教員側も、履修学生に対してシラバスを用いたオリエンテーションを行い、学生のシラバス活用を支援している。

成績評価方法や卒業認定方法について、成績評価基準や卒業認定基準は『学生便覧』に明示されており、初回授業時のガイダンスや教務委員によるオリエンテーション等によって、学生に周知されている。さらに、教務委員が単位修得計画表を基に履修指導を行っており、組織的に学生に周知する取組を行っている。

基準 6 教育の成果

学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針は、いずれの学科・専攻に

においても、平成 16 年度の学科改組の過程において慎重に検討された上で明確にされ、『大学案内』、大学のホームページ等に明記されており、適正な対応がとられている。しかし、その達成状況の検証・評価については、新学科・専攻が発足して 2 年目を迎えた状況下ということもあり、十分になされておらず、今後それを検証するシステムの確立が必要である。

本学では、退学・休学者が 10 名以下と少なく、免許・資格の取得の面から見ても、取得希望者のほとんど全てが免許・資格を得て卒業しているという状況から、教育の成果や効果は上がっているものと判断される。また、学科・専攻によっては、卒業研究の発表会等を開催しており、卒業論文集、卒業研究の記録等の冊子を纏めているところもある。そのほか、学生の卒業研究を紀要に掲載したり、国内学会で発表したという実績もあることから、教育の効果については概ね良好といえよう。

学生自身が教育の効果があつたと判断しているかどうかといった観点でみた場合、平成 15 年度「学生満足度調査」、平成 16 年度前期・後期『授業評価報告書』に示された結果から、開講科目の授業評価結果は概ね良好といえる状況である。

また、就職決定率は非常に良好であり、社会が求める人材を育成できていると判断される。免許・資格等専門性を活かした職種・業種への就職率が高く、進学状況についても、本学で修得したものを基礎として、専門性を高めるため、また、さらに学習・研究を深める目的で進学しているものがほとんどであることから、教育目的で意図して養成しようとしている人材養成を達成していると判断できる。

卒業生の就職先等の関係者からの聴取については、一部の企業を対象としたインタビュー形式で実施したものがあるものの、現在、検討を進めているアンケート調査の実施等、今後、体系的な把握方法について検討を進める必要がある。現時点で、進路ガイダンスの一環として実施している「卒業生の体験発表会」、ならびに、就職先訪問時に企業から聴取した意見等を総合すると、本学の教育の効果に関する評価は良好である。

基準 7 学生支援等

本学における科目履修に関する指導等のガイダンスは、教務委員会が中心となって 4 月に行う全学オリエンテーションをはじめ、各学科・専攻で適宜実施し、学生に対して丁寧な指導を行っている。進路指導に関しては、進路指導委員会と進路指導課がきめ細かい指導を行い、その結果、例年、就職決定率、四年制大学編入希望校合格率、海外留学希望先確定率も高い水準にある。

学生の自主的学習の相談・助言に関しては、オフィスアワーをはじめ、全ての教員が随時対応する等学習支援体制は機能している。学生に対する自主的学習環境の点では、付属図書館をはじめ情報演習室 2 室・共同研究室 4 室等を配置・整備しており、効果的に利用されている。また厚生会館（2 階建て）は、学生も積極的に参画して運営している福祉厚生施設であり、コミュニケーションスペース、リフレッシュスペースとして、休み時間や放課後に有効に利用されている。

本学では、学長懇談会（学生会役員、社会人学生、学生寮役員、サークル長、男子学生との個別の懇談会）、学生指導委員会と学生会役員との二者協議会、同じく学生寮役員との学寮協議会を通じて、また各教員を通じて学生のニーズを掌握する回路が形成されている。また、学生相談室、保健室、学生指導委員会、学生部進路指導課（進路指導委員会）、セクハラ防止対策委員会が学生の健康相談、カウンセリング、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談・助言体制を形成し、機能している。また歴史を持つ人権教育研究委員会も学生・教職員に対する人権問題の啓発を行っている。学生を支援する体制は概ね整備され、学生支援が機能している。経済面の支援では、日本学生支援機構の奨学金制度及び授業料減免・授業料分納の措置、学生寮の設置等をもって学生支援を行っている。

「特別な支援を行うことが必要と考えられる者」のうち、本学では、現在まで「留学生、障害を持つ学生」

は在籍していないが、障害を持つ学生に対応するため、施設の一部バリアフリー化を進めている。なお、社会人学生に対しては、その独自のニーズを掌握して学習・生活の支援を行っている。

学生会の諸行事・課外活動等に対しては、学生指導委員会の指導を中心に関係教員・事務職員によって支援・助言等が行われている。学生の組織的活動に対する支援体制をもって、学生が自主的に活動できる環境を支えている。

基準 8 施設・設備

本学は、短期大学設置基準第 8 章第 27 条に規定されている、教育目的にふさわしい校舎と同一敷地内に十分な広さの運動場を構え、校地面積の点でも第 27 条の設置基準を上回っている。付属幼稚園の存在は、本学の教育・研究上に重要な意義を持っている。

本学の情報ネットワークは、情報演習室Ⅰ・Ⅱをはじめ、付属図書館、体育館、共同研究室、教員の研究室や一部の教室、厚生会館、学生寮等にも I P・L A N が配備され、有効に活用されている。たとえば、情報演習室Ⅰ・Ⅱは平常時の授業時間帯以外の時間は、午前 7 時から午後 8 時まで、土・日・祭日も午後 5 時まで使用可能である。本学の情報資産については、様々な外的脅威から護りつつ蓄積し、教育・研究の拡充に活用していく課題がある。

平成 16 年度末における図書館関係資料のうち蔵書冊数は 80,420 冊、受け入れ雑誌 190 タイトル等となっている。平成 16 年度の利用状況は、入館者数約 54,000 人、貸出冊数約 6,000 冊である。従って、本学では図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が、概ね系統的に整備され、有効に活用されている。しかし、より良い教育環境の整備に向けた不断の努力が必要である。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

本学ではこれまで、満足度調査や授業評価等により学生の意見を聴取し、その結果を教員にフィードバックする全学的な授業改善の取組をしてきたことから、ほぼ基準を満たしているといえる。しかし、ファカルティ・ディベロップメントへの組織的取組はまだ十分とはいえず、継続的かつ発展的な授業改善のための組織的取組を緊急の課題とし、目下具体化の途次にある。

基準 10 財務

大学の施設の管理運営や教育研究活動が遂行できる予算が安定的に確保されている。また予算委員会が中心になり事務局との連携の上で適切な配分と執行がなされている。

基準 11 管理運営

本学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務局体制が整備され、機能しており、管理運営の規程等も整備されている。自己点検・評価も実施し、その結果の公表はもとより、評価結果を改革・改組に活かしている。

選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

本学では、長野県民に開かれた大学を実現するため、学内での教授研究とともに地域社会の要望に応えた教育・研究活動を行っている。具体的には、出前講座、市民カレッジ、県民カルチャー自主講座、地域における教員の講演活動等、4 つの形態で教育・研究活動をすすめている。以下に 4 点に分けて概括する。

第一は、上記 4 形態における活動を土台に、目的がより明確化されてきたことである。一連の活動は、「県民

の生涯学習ニーズ」に応える事業であり、本学が「知のネットワークの中心として働くことによって、研究機関としての本学の役割」を再認識できたといえる。活動の継続を可能にしたのは、「生涯学習を自ら進め、実践すること」であり、「講座の運営に自ら参画し、自分たちの手作りでやっていくこと」という生涯学習の基本的理念であることが明らかになってきた。4形態とも今後の充実・発展が期待でき、「本学と地域社会との連携を促進する」基盤が形成されてきた。

第二は、地域における教育・研究活動と学内における教授研究の有機的関連が明らかになったことである。本学の各教員は、3学科（多文化コミュニケーション学科、生活科学科、幼児教育学科）に所属しており、専門分野の立場から長期間にわたり地域における教育・研究活動をすすめてきた。講座回数、講演活動数、参加者数、参加団体等の把握は、過去5年間に限定されているが、専門性に期待を寄せる県民の高い学習ニーズに応じて、生涯学習の理念を実現してきたことがわかる。

第三は、長期間にわたり継続して実施してきた活動の成果を、その都度まとめてきた点が評価できる。活動の成果である各種出版物や報告書等が作成され、講座参加者が活動への意欲と達成感をもつことができている。これにより、講座参加者以外の県民も、成果を学ぶことができる。生涯学習の主体である参加者自身の主体性・自発性を重んじながら、教員と講座参加者との連携により成果をまとめたことが、結果として講座を継続する力ともなっている。

第四は、改善を目指したシステムの構築についてである。講座担当者と受講者、受講者同士のコミュニケーションを図り、講座内容・運営を改善していく方法として、アンケートや講師を囲む座談会等が実施されてきている。

今後の課題としては、県民・市民への活動の周知方法の工夫、アンケート回収率の向上、参加者数・修了者数の把握、改善のシステムをさらに充実させること等である。全体としては、本学と地域社会との連携を促進する基盤が形成されてきたことをふまえ、生涯学習の理念実現のために、教員がより積極的参画を目指すことである。

「教育サービス」のもう一方の形態である審議会等への参画、地域への研究的サポートや受託研究等は、それぞれは有効に機能しているが、本学の組織的対応を組み立てる課題を提示している。本学総務委員会は、平成16年度から発足した改組の一環で構想されたエクステンションセンター設置を具体化するために、検討を始めて2年目を迎えており、平成18年度に向けて、それを立ち上げる基盤は形成されていると考えている。

iv 自己評価書等リンク先

長野県短期大学のホームページ及び機構に提出した自己評価書本文については、以下のアドレスからご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

長野県短期大学	ホームページ	http://www.nagano-kentan.ac.jp/
機構	ホームページ	http://www.niad.ac.jp/
	自己評価書	http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200603/tandai/jiko_naganotandai.pdf

自己評価書に添付された資料一覧

基 準	資料番号	根拠資料・データ名
基準2	2-1-1-①	平成17年度入学者選抜状況
	2-1-2-①	長野県短期大学全学共通科目運営委員会規程
	2-1-2-②	第1回全学共通科目運営委員会会議記録
	2-1-3-①	長野県短期大学幼児教育学科・専攻科幼児教育学専攻 保育士養成施設申請書
	2-1-3-②	指定保育士養成施設指定書
	2-2-1-①	2005年（平成17年）度 前期 定例教授会開催予定
	2-2-1-②	長野県短期大学教授会規程
	2-2-1-③	長野県短期大学学則
	2-2-1-④	第6回教授会議事録
	2-2-2-①	長野県短期大学教務委員会規程
	2-2-2-②	第3回教務委員会議事録
基準3	3-1-1-①	長野県組織規則（抜粋）
	3-1-2-①	平成17年度非常勤講師一覧表（案）
	3-1-4-①	長野県短期大学外国人教員の任期に関する規程
	3-2-1-①	長野県短期大学教員の選考並びに選考基準に関する規程
	3-2-1-②	長野県短期大学人事委員会規程
	3-2-1-③	任用人事に関する申し合わせ事項
	3-2-1-④	任用人事に関する覚え書
	3-2-1-⑤	採用願と採用計画書
	3-2-1-⑥	昇任申請書
	3-2-1-⑦	採用計画書と公募先一覧
	3-2-1-⑧	英語専攻専任教員の応募状況と審査報告
	3-2-1-⑨	講師の助教授昇任に関する審査報告
	3-2-2-①	長野県短期大学大学評価委員会規程
	3-2-2-②	「卒業生満足度調査」および「在学生満足度調査」の結果報告
	3-2-2-③	学生による授業評価報告書「はじめに」
	3-2-2-④	長野県短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
	3-2-2-⑤	第3回 大学評価委員会（全体）
	3-3-1-①	教育内容と相関性を有すると考えられる研究活動及び主な研究業績等
	3-4-1-①	事務局配置図
基準4	4-1-1-①	長野県短期大学の教育目的とアドミッション・ポリシー
	4-1-1-②	長野県短期大学 2006 大学案内
	4-1-1-③	平成18年度学生募集要項
	4-2-1-①	平成17年度学生募集要項（1～5頁）
	4-2-1-②	平成17年度学生募集要項（8～11頁）
	4-2-1-③	平成13年度～17年度入学者選抜状況

	4-2-1-④	平成 15 年～17 年度長野県短期大学推薦選抜入学試験問題集
	4-2-1-⑤	平成 14 年～16 年度長野県短期大学入学試験問題集
	4-2-2-①	平成 17 年度入学者選抜状況
	4-2-2-②	平成 16 年度社会人特別選抜小論文課題
	4-2-3-①	長野県短期大学入試委員会規程
	4-2-3-②	平成 17 年度入学者選抜試験実施要項（教職員用）
	4-2-3-③	平成 17 年度入学者選抜試験実施要項（学生用）
	4-2-3-④	平成 17 年度入学試験監督要領
	4-2-3-⑤	入試事前準備 I・II
	4-2-3-⑥	平成 17 年 4 月 20 日教授会資料
	4-2-4-①	平成 17 年 4 月 6 日教授会資料
	4-2-4-②	平成 16 年度第 14 回入試委員会資料
	4-2-4-③	平成 16 年度第 21 回入試委員会議事録等
	4-2-4-④	平成 15 年 9 月 10 日教授会資料
	4-2-4-⑤	平成 16 年 2 月 25 日教授会資料
	4-3-1-①	平成 17 年度長野県短期大学の概況
基準 5	5-1-1-①	平成 17 年度学生便覧 55～57 頁
	5-1-1-②	平成 17 年度学生便覧 50～52 頁
	5-1-1-③	平成 17 年度学生便覧 59 頁
	5-1-1-④	平成 17 年度学生便覧 14 頁
	5-1-1-⑤	平成 17 年度学生便覧 13 頁
	5-1-1-⑥	平成 16 年度前期時間割
	5-1-2-①	平成 17 年度学生便覧 15 頁
	5-1-2-②	平成 17 年度学生便覧 1～29 頁
	5-1-2-③	平成 17 年度学生便覧 7～12 頁
	5-1-2-④	平成 17 年度学生便覧 64 頁
	5-1-2-⑤	第 4 回教授会資料
	5-1-2-⑥	第 6 回教授会資料
	5-1-3-①	代表的な研究活動ならびにその成果の授業内容への反映の例
	5-1-4-①	平成 17 年度学生便覧 27～29 頁
	5-1-4-②	平成 17 年度学生便覧 30 頁
	5-1-5-①	長野県短期大学国際地域文化専攻ハンドブック 2005 年 1～5 頁、7～22 頁
	5-2-2-①	平成 16 年度授業科目概要 1 頁
	5-2-2-②	2004 年度前期 授業評価報告書 1 頁
	5-2-2-③	2004 年度後期 授業評価報告書 27 頁
	5-3-1-①	第 5 回教授会資料
	5-3-1-②	第 14 回教授会資料
	5-3-1-③	平成 17 年度学生便覧 17 頁 単位履修要件
	5-3-1-④	平成 17 年度学生便覧 16～17 頁 卒業のための履修方法

基準 6	6-1-1-①	長野県短期大学国際地域文化専攻ハンドブック
	6-1-1-②	英語英米文化専攻での学生生活
	6-1-2-①	平成 17 年度教育概要 8～9 頁
	6-1-2-②	料理コンクール受賞者一覧
	6-1-3-①	2004 年度前期 授業評価報告書 342 頁
	6-1-3-②	2004 年度後期 授業評価報告書 386 頁
	6-1-4-①	平成 17 年度教育概要 7 頁
	6-1-4-②	平成 12 年～16 年度 学科・専攻別進路状況
	6-1-4-③	平成 17 年度教育概要 8 頁
	6-1-4-④	平成 12 年～16 年度進路関係統計資料
	6-1-5-①	進路指導の実施状況と年間計画
	6-1-5-②	就職開拓報告書
	6-1-5-③	進路指導委員会議事録
基準 7	7-1-1-①	各学科・専攻によるガイダンス実施状況
	7-1-2-①	各学科・専攻における進路相談体制
	7-1-2-②	2004 年度オフィスアワー利用状況と教員の意見
	7-1-2-③	オフィスアワー掲示物
	7-1-2-④	各学科・専攻における学習相談・助言体制
	7-1-3-①	各学科・専攻における学習支援状況
	7-1-3-②	自己点検・評価委員会「学生の満足度調査」平成 16 年 1 月
	7-1-5-①	各学科・専攻における社会人学生に対する学習支援の状況
	7-1-5-②	社会人学生との学長懇談会記録
	7-2-1-①	情報演習室Ⅱの設備・利用状況
	7-2-1-②	共同研究室の利用状況
	7-2-2-①	二者協議会規定と会議録
	7-2-2-②	全学ゼミ・スポーツ大会・六鈴祭関係
	7-2-2-③	サークル活動補助金の配分と学生ホール
	7-2-2-④	長野県短期大学学生指導委員会規程
	7-2-2-⑤	平成 12～16 年度後援会決算報告書支出の部
	7-3-1-①	学生相談室細則と相談室利用状況
	7-3-1-②	保健室利用状況
	7-3-1-③	進路相談（進路指導委員会）
	7-3-1-④	自己防衛ハンドブック等
	7-3-1-⑤	セクハラ防止規程と学生配布資料
	7-3-1-⑥	人権教育研究委員会活動概史・演題等
	7-3-2-①	社会人学生との学長懇談会と大学の対応
	7-3-3-①	学長懇談会関係
	7-3-4-①	奨学金制度
	7-3-4-②	授業料減免制度

	7-3-4-③	学生寮関係
基準8	8-1-1-①	建物配置図
	8-1-1-②	平成17年度 教育概要
	8-1-1-③	教室設備一覧
	8-1-1-④	平成17年度前期 教室使用表
	8-1-2-①	平成17年度前期時間割表
	8-1-3-①	長野県短期大学施設使用規程
	8-1-3-②	平成17年度オリエンテーション次第
	8-1-3-③	長野県短期大学付属図書館利用細則
	8-1-3-④	長野県短期大学付属図書館 利用案内
	8-2-1-①	図書館関係資料
基準9	9-1-1-①	平成5年度自己点検評価書（平成6年3月発行）
	9-1-1-②	自己点検・評価書（平成11年1月発行）
	9-1-1-③	長野県短期大学の現状と課題ー最近5年間の学生の動向を中心にー
	9-1-3-①	長野県の大学教育に関する調査 2002年2月
	9-1-3-②	長野県短期大学改革に係る学外者との意見交換会
	9-1-3-③	県短期大学外部委員意見交換会次第
	9-1-4-①	FD 委員会議事録
基準10	10-1-1-①	長野県短期大学条例
	10-1-1-②	長野県組織規則（関係部分抜粋）
	10-1-2-①	平成17年度の議案及び予算説明書（関係部分抜粋）
	10-2-3-①	短期大学費 予算措置状況（平成13年～平成17年）
	10-2-3-②	平成17年度短期大学費一覧表（対16年度予算額対比）
基準11	11-1-1-①	管理運営組織と事務組織
	11-1-3-①	第2回長野県短期大学外部意見交換会委員発言要旨
	11-1-5-①	長野県職員研修プログラム
	11-2-1-①	長野県短期大学規程一覧
	11-2-2-①	平成17年度長野県短期大学の概況、平成17年度教育概要
選択的 評価基 準	1-1-①	出前講座メニュー（平成15年度～平成17年度）
	1-1-②	出前講座申込要領
	1-1-③	2004年3月11日教授会資料
	1-1-④	県民カルチャー自主講座10年の歩み 抜粋
	1-1-⑤	「長野県短期大学 出前講座」アンケート
	1-1-⑥	2004年度「市民カレッジ」実施報告 抜粋
	1-2-①	出前講座の実施状況
	1-2-②	市民カレッジの実施状況
	1-2-③	県民カルチャー自主講座の実施状況
	1-2-④	地域における教員の講演活動等 実施一覧及び個人別一覧
	1-3-①	出前講座アンケート例

長野県短期大学

1-3-②	2004年11月17日教授会資料・市民カレッジアンケート結果 抜粋
1-3-③	県民カルチャー自主講座10年の歩み 抜粋
1-4-①	「長野県短期大学 出前講座」アンケート
1-4-②	2004年度「市民カレッジ」実施報告
1-4-③	県民カルチャー自主講座アンケート
1-4-④	平成15年度県民カルチャー自主講座実施報告書（抜粋）
1-4-⑤	ゼロ予算事業評価等の視点